

入会のご案内

長崎県歯科医師連盟は、会員の皆様のご協力により政治に対する発言力を強め、歯科界の発展のために活動しています。

連盟に入会されても、組織と個人の政治活動は峻別されていますので、思想・信条の自由を侵害される事はありません。

趣旨をご理解の上、ご協力お願いいたします。

● 年会費 12,000 円／年
(ひと月あたり 1,000 円)

社会のため、そして歯科界・自分自身のため、
歯科医師連盟に入会しましょう！

2014. 6 2,000

長崎県歯科医師連盟は、長崎県歯科医師会の会員で組織されています。

会員が力を結集し、相互協力によって長崎県歯科医師会の事業遂行を側面から支え、かつ会員の経営基盤の安定を図り、県民により良い歯科医療を提供するために民主的な政治力を有効に活用していく組織です。

その主な目的として、

- 1) 医療保険制度及び医療提供体制の確立
- 2) 会員の歯科医業経営の安定
- 3) 歯科医療の整備充実
- 4) 国民歯科医療の向上

など、「安定した医療環境の確保」の実現を目指しています。

現在の我が国の医療制度は、保険制度が主であり国の政策によって体制が左右される場合が多く、より良い制度にしていくためには、強固な政治的な組織、活動が必要となります。

良質な歯科医療を確保し、提供していくためには、多くの会員の協力が必要です。多数の先生方の入会を期待しています。

〒852-8104
長崎市茂里町 3 番 19 号
TEL (095) 848-5311

歯科医療の 明るい未来を目指して



長崎県歯科医師連盟

知っていますか? 歯科の大切な税制措置

●租税特別措置法26条

社会保険診療報酬が年間5,000万円以下である場合、概算経費率による申告納税が認められている。

(医業収入が7,000万円を超える場合は除外)

例) 社会保険診療報酬が5,000万円であった場合、概算経費は3,340万円となり、申告所得は1,660万円となる。実際の所得が2,000万円であっても、1,660万円で申告できる。

●事業税の非課税

社会保険診療報酬に係る課税除外

(一般の個人事業者が1,000万円の所得があった場合、約35万円の事業税を負担する。)

●消費税の非課税

例) 自費診療だけを行う歯科医師に5,000万円の収入があった場合、約200万円の消費税を負担する。

例) 社会保険診療報酬には消費税は発生しない。

(自費や窓口徴収の収入が1,000万円から負担義務が生じる。簡易課税で8%の半額負担)

●印紙税の非課税

医療(社会保険・自費)は収入に該当しない。

例) 5万円以上の領収書でも収入印紙は必要なし。

歯科の組織力って何!?



1人の歯科医師でやれること



1人ではできないこと

【地域レベル】【県レベル】【国レベル】

自分の歯科医院での臨床を通して地域住民の疾病の予防・治療、健康の保持・増進に貢献する



【地域レベル】

郡市歯科医師会や行政、議員や関係団体と協力して、地域の歯科保健活動や健康づくりに貢献する。



【県レベル】

長崎県歯科医師会と連携して県知事や県庁関係各課、県議会議員へ働きかけをすることにより、歯科保健事業・予算の維持、獲得について活動する。



【国レベル】

各種法律、保険制度の中で歯科医業を営む我々にとって、医療、保健、福祉に関する制度や事業について、我々の立場や考え方を主張できる地元選出の国会議員や職域の代表者を国会に送り、日本歯科医師会、関係省庁と連携し活動する。

